

Data Hunter データ復旧申し込み契約書 年 月 日

お名前	電話番号
会社名	FAX 番号
E-Mail	ご希望連絡方法
ご住所	〒

<input type="checkbox"/> HDD	メーカー	シリアルナンバー S/N
<input type="checkbox"/> Server	容量	備考
<input type="checkbox"/> NAS		
<input type="checkbox"/> USB	OS	<input type="checkbox"/> Windows <input type="checkbox"/> MacOS <input type="checkbox"/> Linux <input type="checkbox"/> ETS[]
<input type="checkbox"/> SD/CF		
<input type="checkbox"/> DVD	フォーマット形式	<input type="checkbox"/> FAT32 <input type="checkbox"/> NTFS <input type="checkbox"/> HFS+ <input type="checkbox"/> Ext2/3 <input type="checkbox"/> XFS <input type="checkbox"/> Other[]
<input type="checkbox"/> Other	復旧希望 DATA	

特記事項 _____

※具体的な復旧希望データ、アカウント名、フォルダ構造、ファイル名、その他の注意事項

郵送品 _____ ※同梱物をご記入ください。

バックアップメディア お客様にてご用意 バックアップメディアを DataHunter で用意
※復旧メディアは HDD をご希望の場合は USB 接続及び中が空のものをお願いします。弊社で一度フォーマットします。

ご依頼区分 初期診断希望—お見積 作業依頼—未分解作業まで 作業依頼—解体分解同意

障害内容 パーティション損傷 データ削除 データアクセス不可 Format 実施
リカバリ実施 メディア認識不可 異音発生 Other[]

私は、復旧作業を依頼するメディアの正当な権限を有する者であり、本申し込み契約書の内容に全て同意の上、株式会社 ネクステラに対してデータ復旧を申し込みます。
私は、上記依頼区分の作業に同意し、輸送過程・検査・復旧作業過程で生じた滅損、毀損などについての補償請求・クレーム等は一切致しません。

同意確認 ご署名： _____

株式会社 ネクステラ 〒541-0046 大阪市中央区平野町 3-3-6 2F TEL:0120-937-202

DataHunter 株式会社 ネクステラ データ復旧サービス ご利用規約

株式会社 ネクステラ（以下、当社という）の提供するデータ復旧サービス（以下、本サービスという）をご利用のお客様は DataHunter データ復旧サービスの利用規約を承諾した上で、本サービスを利用するものとする。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、お預かりしたメディアから障害内容を確認の上データを回収し、別メディアに保存してお返しするサービスとし、故障の原因の調査・解析及びお預かりしたメディアの修理・修復は行ないません。

お客様が障害媒体の集荷・調査・データ復旧を依頼し株式会社ネクステラがこれに応じて委託作業を行うものです。

第12条（免責事項）

- 本サービスは、復旧データのファイルの整合性を保証するものではありません。
- メディアの状態によってはデータの復旧が不可能な場合がございます。
- 当社は、本サービスのご利用により第三者の権利を侵害する恐れが明白であると判断される場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- 本サービスお申し込みにお預かりした障害メディア一式は、調査・復旧過程で生じた損傷または状態変化の有無に関わらず、作業後の状態にて引き渡しご返却致します。
- 当社は障害メディア一式の輸送中に掃除した事故・損害・遅延については一切責任を負いません。（感知しません）
- データの納品時期や方法等に関して、本サービスの性質上、お客様のご要望に添えない場合がございます。
- 当社はお客様に復旧データを納品した日から7日間データのバックアップを保管し、8日目にバックアップデータを完全抹消します。
- 当社は、障害メディア一式をお預かりした日より90日以上お客様と連絡が取れない状態が継続する場合は、復旧作業を中止し復旧作業より生成されたデータをましようするとともに、一定期間経過後は、法定の手続きに則り障害メディア一式の処理手続きを行うものとし、処理かかった費用は法的に請求させていただきます。

第13条（合意解約）

当社は、契約期間中といえども双方の合意が有る場合には、本契約を合意解約することができます。

第14条（協議）

本契約に定めがない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、私及び株式会社ネクステラ双方信義誠実の原則に従い協議し解決します。

第15条（合意管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第5条（データ復旧可否の調査）

- 株式会社ネクステラは、障害媒体を私から受領した後、私が記載した「調査依頼書」に基づき障害媒体からデータ復旧が可能か否か及びデータ復旧の可能範囲について調査を行います。
- 株式会社ネクステラは、前項の調査実施後、データ復旧の可否を踏まえたデータ復旧実施にかかる期間、費用等を記載した「データ復旧費用明細書」を作成し、私にFAX、電子メールまたは郵送にて通知します。
- 私は、前項の通知を受領した後10日以内に、株式会社ネクステラに対し、データ復旧の依頼をするか否かを回答します。私の申し出が無い場合、当然に本サービス委託契約は終了します。
- 第1項の調査の結果、データ復旧が不能の場合又は前項により本サービス委託契約が終了した場合、株式会社ネクステラは、私に対し、所定の調査費用を請求できます。
- 前項により本契約が終了した場合、株式会社ネクステラは、私に対し、速やかに集荷した障害媒体及びその付属機器を返却します。
- 私が本条第2項の通知を受領した後、20日以内に第3項のデータ復旧の依頼を申し出て再度本サービス委託契約を締結しない場合、株式会社ネクステラは、第1項の調査作業過程で一時的に障害媒体から移転保存した全データを消去することができ、それにより以後、同程度のデータ復旧は保証されないことにつき、私に対し一切責任を負いません。
- 第1項の調査の結果、株式会社ネクステラがデータ復旧不能と診断したにもかかわらず、納品後2ヶ月以内に他のデータ復旧事業者により復旧が可能と診断された場合、私は株式会社ネクステラに対して調査費用の返金を求めることができます。その場合、下記の書類を提出します。
 - 他のデータ復旧事業者より提出された調査報告書（事業者名および個別具体的な調査結果の明記された物）
 - 他のデータ復旧事業者より提出された復旧可能なデータのリスト

第11条（データ復旧費用等の支払）

- データ復旧費用等の支払い方法は以下のいずれかとします。
 - 銀行振込
 - 当社に来社して現金または当社の取り扱うクレジットカードで支払う。
- 当社は、お客様からのデータ復旧費用等の支払が無い場合、預かった障害媒体等および復旧したデータを引き渡さないことができます。

第13条（解除）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。

- ① 支払不能に陥ったとき
- ② 強制執行、仮差押え、もしくは仮処分が命じられたとき、または滞納処分を受けたとき
- ③ 破産手続、民事再生手続、会社整理、会社更生手続等が開始された場合
- ④ 解散の決議または他の会社と合併した場合
- ⑤ 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
- ⑥ 監督行政庁より営業の停止または取消を受けたとき

2. 私又は株式会社ネクステラは、相手方が本契約書に定める約定に違反し相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、履行されない場合は、本契約を解除することができます。

第14条（合意解約）

当社は、契約期間中といえども双方の合意が有る場合には、本契約を合意解約することができます。

第15条（協議）

本契約に定めがない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、私及び株式会社ネクステラ双方信義誠実の原則に従い協議し解決します。

第16条（合意管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。